

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則をここに公布する。

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、警備業法(昭和47年法律第117号)及び探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。)に基づく行政処分の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象とする行政処分)

第2条 公表の対象とする行政処分(以下「公表対象処分」という。)は、次のとおりとする。

(1) 警備業法に基づく次に掲げる処分

ア 第8条の規定による認定の取消し

イ 第48条の規定による指示(当該処分を受けた日から過去3年以内に同条の規定による指示の処分を受け、又は過去5年以内に同法の規定による処分(指示を除く。))を受けた被処分者に対するものに限る。)

ウ 第49条第1項の規定による営業停止命令

エ 第49条第2項の規定による営業廃止命令

(2) 探偵業法に基づく次に掲げる処分

ア 第14条の規定による指示(当該処分を受けた日から過去3年以内に同条の規定による指示の処分を受け、又は過去5年以内に同法の規定による処分(指示を除く。))を受けた被処分者に対するものに限る。)

イ 第15条第1項の規定による営業停止命令

ウ 第15条第2項の規定による営業廃止命令

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、公表対象処分を受けた被処分者に係る次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1号に規定する処分にあつては、警備業法第5条第2項に規定する認定の番号、前条第2号に規定する処分にあつては、探偵業法第4条第1項に規定する届出書の受理番号又はデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号。以下「改正法」という。)の施行の際、現に改正法第59条の規定による改正前の探偵業法第4条第1項の規定による届出をしている探偵業者については、質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第6号)第3条の規定による改正前の探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第19号)第4条第1項に規定する届出証明書の番号

(2) 氏名(法人については、その名称及び代表者の氏名)及び主たる営業所の所在地

(3) 当該処分に係る営業所の名称及び所在地

(4) 処分年月日

(5) 処分内容

(6) 処分理由及び根拠法令

(7) 処分を行った公安委員会

(公表の方法)

第4条 公表の方法は、次により行うものとする。

(1) 鹿児島県警察情報センターへの警備業・探偵業行政処分簿(別記様式。以下「行政処分簿」という。)の備付け

(2) 鹿児島県警察のホームページへの行政処分簿の掲載

(他の都道府県公安委員会への通知等)

第5条 鹿児島県公安委員会が営業停止命令を行った場合において、被処分者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会(以下「管轄公安委員会」という。)が他の都道府県公安委員会であるときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、当該処分の内容を通知するものとする。

2 他の都道府県公安委員会が営業停止命令を行った場合において、管轄公安委員会が鹿児島県公安委員会であるときは、当該他の都道府県公安委員会からの通知に基づき、前2条の規定に準じて公表を行うものとする。

(公表の期間)

第6条 公表の期間は、公表対象処分が行われた日から起算して3年間とする。

(事務担当課)

第7条 この規則の運用に関する事務は、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課において行うものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月1日公安委員会規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正法の施行の際、現に改正法第35条の規定による改正前の警備業法第5条第2項の規定による認定を受けている警備業者に対するこの規則による改正後の警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則(以下「新規則」という。)第2条第1号に規定する処分に係る公表の内容については、新規則第3条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式(第4条関係)

別記様式(第4条関係)

警備業・探偵業行政処分簿

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号 (認定番号・届出受理番号)	
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所 の名称及び所在地	
処 分 年 月 日		年 月 日
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	